

クラブこし規約

(名 称)

第1条 本会は『クラブこし』と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を合志市福原 2922 番地、合志市教育委員会内に置く。

(本会の構成)

第3条 本会は、会員を基本とした各教室及び事務局で構成し、各教室での自治運営を旨とする。

2 各教室は、総会及び運営委員会での決定を遵守し、事務局と連携し、教室の運営を行うものとする。

3 各教室は、参加料及び指導者謝金等について各教室の自治の範囲内で決定する。ただし、指導者及び代表者は、各教室において、教室参加者へ説明する義務を負う。

4 事務局は、会員の申し出に応じて、各教室の運営に是正勧告を行うことができるものとする。

(目 的)

第4条 本会は、こどもから高齢者までがスポーツに慣れ親しみ、家族や仲間、地域がスポーツを通してふれあい、交流を深めることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)合志市内の各体育施設を中心とした定期的スポーツ活動の実施
- (2)競技会等、各種スポーツイベントの開催
- (3)他の機関、団体などが開催する競技会等への参加及び派遣
- (4)会員相互の親睦を図るための文化的イベントの開催
- (5)健康・体力増進のための体カテスト、健康診断等の行事の実施
- (6)地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (7)その他、本会の目的達成のために必要な事業の実施

(会員の構成)

第6条 会員は、個人会員とファミリー会員により構成される。

(会員の資格)

第7条 本会の会員となるためには、会員募集要項の開設種目の資格要件を充たし、本会の目的に賛同する者で、所定の入会申込書の提出と会費を納入することを要する。

2 本会の会員資格は、他に譲渡できないものとする。

(入会手続き)

第8条 本会に入会を希望する人は、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届けなければならぬものとする。

(会費)

第9条 会費については、次のとおりとする。

(1)個人会員

年間登録料(全て保険込額)

4～9月入会 6,000円

10～3月入会 4,000円

(2)ファミリー会員(同居の家族のみ)(全て保険込額)

年間登録料(2人加入の場合)

4～9月入会 11,000円 ※3人目以降、2,000円/人加算

10～3月入会 7,000円 ※3人目以降、1,000円/人加算

(保険)

第10条 会員は、入会時、更新時において総合型地域スポーツクラブ専用補償保険に加入するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 本会の会員資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が本会を脱退する場合には、書面をもって事務局に届け出るものとする。

(除名)

第12条 本会の会員が次の各項に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名する。

(1)3ヵ月以上にわたり本会に対する諸支払い金を滞納したとき

(2)本会の名誉を著しく毀損したとき

(休 会)

第13条 本会の会員が、一時的に会の活動を停止する場合には、所定の用紙により休会届を事務局に提出しなければならない。休会の理由によっては運営委員会の議決を経て会費の免除、又は減額を認めることができる。

(年間登録料の不返還)

第14条 一度納入した年間登録料は、理由の如何を問わず返還しない。

(ビジター制度)

第15条 会員外に、年間登録料を必要としない『ビジター』を設置する。

- 2 ビジターは、クラブでの保険加入は行わないため、自己責任で対応することとする。
- 3 ビジターは、ビジター料金での参加料支払いを行うことで会員登録を行わずに教室に参加をすることができることとする。ただし、英語教室やジュニア水泳教室などビジター参加を制限することを明記した教室への参加はできないこととする。
- 4 教室指導者は、各教室におけるビジター料金を定め、事務局と協議の上、決定することとする。また、料金を変更する場合は、事前に事務局へ通知することとする。
- 5 教室指導者は、ビジター料金の内、ビジター1人あたり定額200円/回を事務局へ納付することとし、残金を各教室の運営に充てることとする。

(役 員)

第16条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 監事 2名
- 2 本会にアドバイザーを置くことができる。アドバイザーは会長が推挙し、運営委員会において選出する。

(役員を選出)

第17条 本会の会長、副会長、及び監事は、運営委員会において選出する。

(役員任期)

- 第18条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において選出する。
 - 3 補欠により選出、又は指名された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第19条 会長は、本会を代表するとともに、会議を招集し、本会の経営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、クラブの事業、及び会計を監査し、これを総会に報告する。

4 運営委員は、クラブの運営に参画し、運営委員会を構成する。

5 アドバイザーは、事務局の求めに応じ、クラブの運営に参画し、指導・助言を行う。

(役員報酬)

第20条 役員の報酬は、次の各項のとおりとする。

(1) 会長;年額30,000円

(2) 副会長;年額20,000円

(3) アドバイザー;年額20,000円

(4) 運営委員・監事;クラブごし謝金規定にて定められた金額を別途謝金として支払

(運営委員)

第21条 運営委員は、各教室指導者、会員代表者、クラブ種目代表者、有識者で構成するものとし、合計30名程度とする。

2 会員代表者は、種目別指導者の推薦を受け、会長に承認されるものとする。

3 有識者は、スポーツ推進委員・コミュニティ指導員等で、会長に推薦されるものとする。

(会議)

第22条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第23条 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を議決、又は承認する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

(1)次年度の事業計画案及び予算案

(2)前年度の事業報告及び決算報告

(3)役員を選任

(4)規約の制定及び改廃

(5)その他本会の重要事項

2 総会は、運営委員に加え、各教室の代表者2名以上で構成する。

ただし、議決権については各教室3名以内に限る。

3 総会は、構成員総数の半数以上が出席しなければ開会することはできない。代理人としての出席者は代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

4 議長は出席者の中から選出する。

- 5 総会の議事は、議決権を持つ出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(運営委員会)

第24条 運営委員会は、役員および運営委員で構成する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、次の事項を執行、または議決する。
 - (1)次年度の事業計画案及び予算案の作成、審議
 - (2)前年度の事業報告及び決算報告書の作成、審議
 - (3)当該年度の事業及び予算の執行
 - (4)役員を選任に関する事
 - (5)規約の制定(案)及び改廃(案)の作成及び審議
 - (6)その他、総会から委任された事項
- 3 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、委任状の提出をもって出席者とみなす。
- 4 運営委員会の決定は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は会長が決定する。
- 5 議長は出席者の中から選出する。

(専門部会・専門委員会)

第25条 本会の経営を円滑に執行するため、必要に応じて専門部会・専門委員会を置くことができる。

(指導者)

- 第26条 本会の教室に指導者を置くことができる。指導者は、運営委員会の議決を経て会長が委嘱する。
- 2 スポーツや英語等の実技指導に当たる者を指導者とする。
- 3 指導者には、クラブこうし謝金、及び旅費日当規定に基づき謝金を支給するものとする。規定と別に支給する謝金については各教室にて定めるものとする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

- 第28条 本会の経費及び臨時の費用は、会費、資産の果実、寄付金、その他の取得財産をもって支弁する。
- 2 本会は、不動産、その他の金品などの寄付を受けることができる。

(重要書類の保管)

第29条 本会の財産目録、決算報告書、その他会計に関する重要書類は、5年間保存とする。

(事務局)

第30条 事務局は合志市教育委員会生涯学習課内に置き、事務局員の構成を次のとおり定める。

- 2 事務局長は当分の間、合志市教育委員会生涯学習課スポーツ振興班班長とする。
- 3 事務局員は当分の間、スタッフ及び合志市教育委員会生涯学習課職員で構成する。
- 4 スタッフは、別に定める設置規定に基づき勤務する。

(守秘義務)

第31条 運営委員及び事務局職員等は、申込用紙並びにスポーツカルテ等にて知りえた情報に守秘義務を負う。

(事故の責任)

第32条 会員は、本会活動に際して、規約及び諸規定を守り、教室指導者及び施設管理者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 傷害等の事故が起こった場合、会員が加入する総合型地域スポーツクラブ専用補償保険の対象範囲内でのみ対応するものとし、クラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求しないものとする。

(細則)

第33条 本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の議決によって定める。

(付則)

1. 本規約は、平成15年4月19日より施行する。
2. 改正による規約は、平成18年5月18日より施行する。
3. 改正による規約は、平成19年4月26日より施行する。
4. 改正による規約は、平成24年4月18日より施行する。
5. 改正による規約は、平成25年4月23日より施行する。
6. 改正による規約は、平成26年4月1日より施行する。
7. 改正による規約は、平成27年4月1日より施行する。
8. 改正による規約は、平成28年4月1日より施行する。
9. 改正による規約は、平成29年4月1日より施行する。